

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第六準備書面

令和4年5月19日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、金融機関においてオンラインによる本人確認を実施している状況等を調査した結果等について、以下のとおり、その主張を行う。

第1 金融機関におけるオンラインによる本人確認の実施状況

1 日本トラストテクノロジー協議会による調査

- (1) 日本トラストテクノロジー協議会（甲51）は、令和3年2月8日から同月17日に掛けて、国内の金融機関において犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）が定めるオンラインによる本人確認（身元確認）の実施状況等を調査し、その結果を報告書により公表している（甲52。甲52の報告書をもって、以下「協議会報告書」という。なお、甲52の協議会報告書は、オリジナルの報告書を2in1の方式にて印刷した上で、原告訴訟代理人弁護士においてフッター部分にページ番号を振ったものである。協議会報告書の作成メン

バーについて、43頁参照)。

- (2) 協議会報告書によれば、令和3年2月17日時点において、本サービスが対応する犯収法6条1項1号ホの方法によりオンラインによる本人確認を実施している金融機関は、下記のとおりである（特に35頁ないし40頁。なお、下記記載の金融機関以外にて、これが行われていない趣旨ではない。）。

記

(銀行)

みずほ銀行、ジャパンネット銀行、GMO あおぞらネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、イオン銀行、au じぶん銀行

(証券会社)

SBIVC トレード証券、マネックス証券、DMM.com 証券

2 原告訴訟代理人弁護士による調査

- (1) 原告訴訟代理人弁護士が、インターネットの検索エンジンを用いる方法等により、令和4年5月1日時点において、本サービスが対応する犯収法6条1項1号ホの方法によりオンラインによる本人確認を実施して口座開設を行っている金融機関を調査した結果は、下記のとおりである（甲53）。ただし、甲53の報告書・1頁記載のとおり、下記の金融機関以外の金融機関において、上記の方法による本人確認を実施していないことを含意するものではない。

記

(銀行)

三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、paypay 銀行（旧ジャパンネット銀行）、GMO あおぞらネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、イオン銀行、au じぶん銀行、京都銀行、静岡銀行、横浜銀行、楽天銀行

(証券会社)

SBI VI トレード証券（旧 TAOTAO 証券）、マネックス証券、DMM.com 証

券、松井証券、SMBC 日興証券、GMO クリック証券

- (2) 上記(1)のとおり、銀行のうちいわゆる大手三行は、本サービスが対応する犯収法6条1項1号ホの方法によりオンラインによる本人確認を実施し口座開設を行っている。甲53の報告書からは、いわゆるネット銀行・ネット証券に限らず、金融機関において広く、本サービスが対応する犯収法6条1項1号ホの方法によりオンラインによる本人確認を実施して口座開設が行われていることが分かる。

3 補足説明

金融機関における新規開設口座のうち、どれだけの数(ないしどれだけの割合)においてオンラインによる本人確認が実施されたのかについての調査資料等は見当たらなかった。

また、オンラインによる本人確認手続を違法に用いて口座が開設された事例(書類の偽造、名前の冒用等)について、報道ないし公表資料は見当たらなかった。

第2 被告作成の令和4年3月17日付け準備書面(3)について

被告が、被告作成の令和4年3月17日付け準備書面(3)において主張する内容については、従前の被告の主張の繰り返しか、既に原告が反論をしている内容に係るものであり、改めて原告として反論する必要があると認める内容は見当たらなかった。原告としては、法律上の議論それ自体としては、被告との間でお互いにかみ合っているものと認識している。

第3 原告の当事者尋問について

原告は、令和3年6月8日付けにて当事者(原告代表取締役中嶋一樹)の尋問の申出を行ったところであるが、本改正省令の公布・施行を受けて、改めて、令和4年5月19日付け当事者尋問の申出を行う。

原告がその尋問の申出を行う理由(立証趣旨)は、主として、

- ①原告が用意する本サービスの詳細を説明すること、及び、これが犯収法 6 条 1 項 1 号ホが定めるオンラインによる本人確認の方法に適合することを明らかにすること
 - ②総務省が発出した本通知により、原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていることを明らかにすること
 - ③本改正省令の公布・施行により、原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていることを明らかにすること
- の 3 点にある。

上記①は本案に係る立証事項、上記②③は本案前の「確認の利益」に係る立証事項である。また、上記②は請求の趣旨第 1 項の請求に、上記③は請求の趣旨第 2 項の請求についての各「確認の利益」に係る立証事項である（原告はそうに整理する。）。なお、原告としては、原被告いずれの立場によっても本改正省令が施行・公布されたことにより本通知が存在する意義は失われたとも考えるところではあるが、他方で、総務省は本通知を維持するようでもあるので、念のため、原告は、少なくとも現時点においては請求の趣旨第 1 項に基づく請求も維持するものである。

被告が、上記①及び（少なくとも請求の趣旨第 2 項について）裁判所が本案について判断することについて「確認の利益」があるといえることをそれぞれ認める場合は別として、原告は、上記①ないし③について正しく判断するためには原告の当事者尋問を実施することは必須であると考ええる。

以 上